

危険なブロック塀等を撤去しましょう

平成30年に発生した大阪北部地震では、小学校のブロック塀が倒壊し女児が亡くなるという痛ましい事故が起きました。地震が発生した時にブロック塀等が倒壊すると人に危害を加えたり、避難や救助の妨げになることもあります。

所有者みなさま一人ひとりが安全な塀であるかを点検し、わからないことがある場合や危険と思われる時は、専門家に相談して撤去するなどをしましょう。

ブロック塀には、「補強コンクリートブロック造の塀」と「組積造の塀」が存在します

ブロック塀



補強コンクリートブロック造の塀は、
コンクリートブロックに鉄筋が入った塀です。

組積造の塀

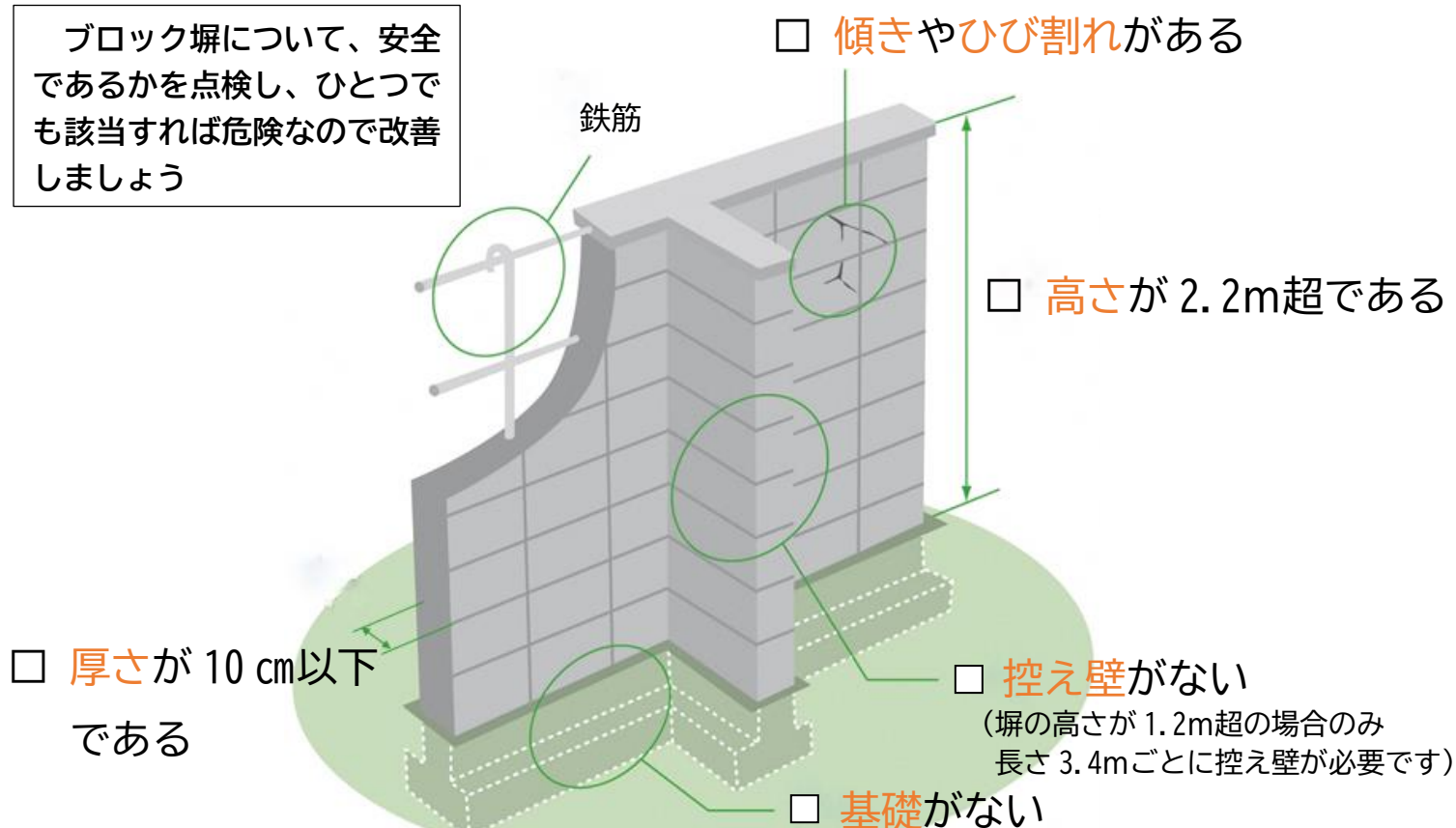


組積造の塀は、
石やれんが等を組み上げてつくられた塀です。

あなたの周りは大丈夫？今すぐブロック塀等の点検を！より（一般財団法人 日本建築防災協会）

ブロック塀の点検チェックポイント

ブロック塀について、安全であるかを点検し、ひとつでも該当すれば危険なので改善しましょう



大洗町ではブロック塀の撤去についての補助制度があります

大洗町危険ブロック塀等撤去事業費補助

避難路等に面する倒壊のおそれのあるブロック塀等を解体する費用の一部を補助します。

○対象となるもの

- ・避難路等^{※1}に面したもので道路面から高さ80cmを超え、町内業者^{※2}と契約を締結するもの

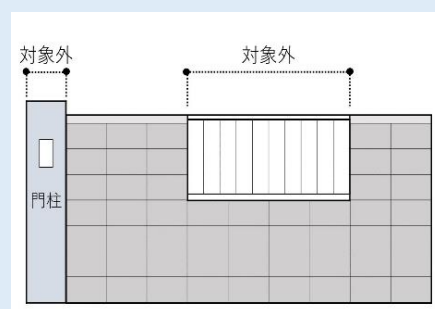
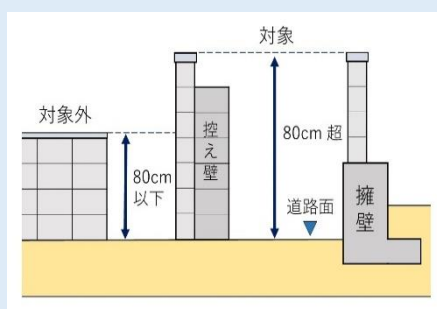
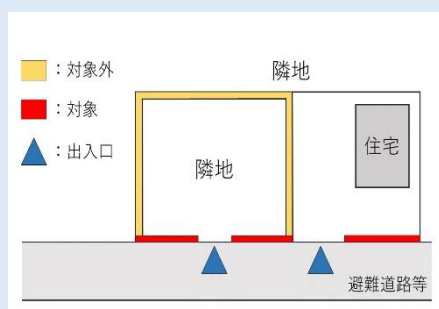
※1「避難路等」 — 避難路、大洗町地域防災計画に定める緊急輸送道路及び通学路

※2「町内業者」 — 町内に本店、支店もしくは営業所を有する事業者

○道路に面していない部分は「対象外」

○塀の高さが80cm以下の部分は「対象外」

○門柱やフェンス部分は「対象外」

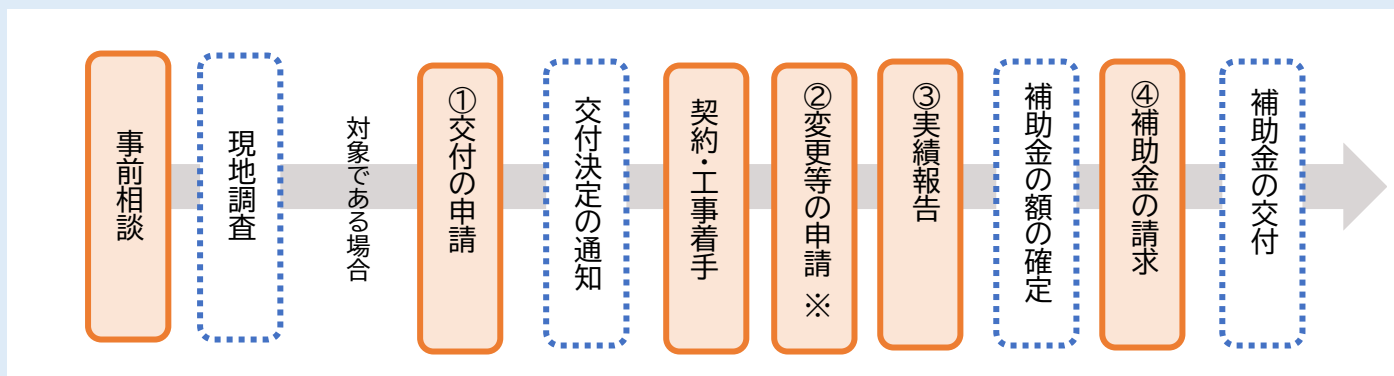


○補助金額

最大10万円（撤去費用の2/3を補助）

○手続きの流れ ①～④は申請者が町へ書類を提出します。

※変更がある場合のみ



○申請方法

町ホームページからダウンロード、または都市建設課の窓口で配布する申請書類を都市建設課の窓口まで持参してください。

※申請には一定の基準がありますので、都市建設課までお問合せください。

○申請期間

令和7年9月30日（火）まで（閉庁日を除く）

※その期間内であっても、予算の範囲を超えた場合には、受付を終了することがあります。

○問い合わせ先

大洗町都市建設課 建築営繕係 ☎267-5156（内線262）